

ソーシャルメディアのアフォーダンスとジェンダー

明治大学准教授

田中洋美

日々報じられる様々な事件にソーシャルメディアが関わるようになった。犯罪、いじめから偽情報・誤情報、暴言・誹謗中傷にいたるまで、ソーシャルメディアはさまざまな形態の暴力や搾取、プライバシー侵害等の問題をもたらしている。その中にはジェンダーに関連するものが少なくない。

ソーシャルメディアに特有のデザインや機能は、これまでにない新たな形で人々を束ね、相互作用とコミュニケーションを生じさせるようになった。たとえば、利用者は受け手に留まっておらず、利用者が持つつながりや利用者間のやり取りは可視化されている。自己プロフィールの設定（プロフィール画像、自己紹介文の作成・公開）、フォローしているユーザー／フォロワーのリスト化、投稿・コメント機能、更新情報のストリーム化などの機能があることによって可視化されているのだ。またソーシャルメディアを利用するということは、単に他の利用者の作成・公開したコンテンツを消費するだけでなく複数ユーザーとの間に形成される「みる／みられる」の関係において自らを呈示・表象することを意味する。

ジェンダーの視点からこのような可視性の実践について考えたとき、ポジティブなものとして、女性や社会的マイノリティといった長らくメディア生産の主たる担い手となりえなかった人々に新たな自己表現と文化的創造の機会がもたらされたことを挙げるができる。このような新たなコミュニケーションは時として大きな社会的インパクトを持つこともある。その最たる例が、ソーシャルメディアを使ったアクティビズムである。

同じ関心を持つ人々がソーシャルメディア上で集まり、特定の争点のために行う集合行為はデジタル・アクティビズムやコネクティブ・アクション（注1）と呼ばれる。なかでもハッシュタグを使ったものは、ハッシュタグ・アクティビズムと名付けられている。このような集合行為の生成変化において、フェミニズムは重要な役割を担ってきた。特に#MeTooは、ハッシュタグ・アクティビズムの代表例となっている。日本では#MeTooや#wetoo、#KuToo、#WithYouなどのハッシュタグを使った動きがあった。これらの動きは、しばしば集会やデモといった現実世界での資源動員も伴いながら、被害経験のある人々やその訴えに動かされ、暴力のない社会となることを共に願う人々たちが共感し合い結びつき、「デジタルで親密な公衆」（注2）を構成するようになったのだ。

ソーシャルメディアが歴史的に周縁化されてきた人々に力を与え、差別や暴力に対抗する公衆として出現することを促したことは、けっして過小評価されるべきでない。しかしながらポジティブな変化だけでなく数々の困難もまたもたらされている。デジタルデバイドなど既存の格差の再生産、資本主義の論理が社会改革を求める運動においても埋め込まれることなどがある。仮に注意深く自己ブランディングの手法を用いて多くのアテンションが獲得できたとしても、その可視性や影響力を維持することは容易ではなく、また自らの可視性を高めることで攻撃されるリスクも高まる。女性蔑視や反フェミニズム的な思想を持つ人々もまたソーシャルメディアを利用しており、否定的感情に

基づき集合化し、敵視する人々を攻撃するデジタルな公衆を形成しているのである。加えて女性間で、またフェミニズム内部においても分断は助長されることがある。近年のトランス差別言説の広がりもその一例である。

ソーシャルメディアでは、政治的争点や社会問題だけでなく、日常の何気ない事柄に関するコンテンツも生成・共有されている。2000年代にはブログやオンラインダイアリーが流行したが、2000年代後半になると急速に視覚コンテンツの生成・共有へと移行していった。背景には、高性能なカメラやスクリーンを搭載したスマートフォンが登場し、また大容量のデータ通信が比較的安価で提供されるようになったことなどがある。加えて2010年に、視覚コンテンツの共有プラットフォームの代表格であるInstagramが登場したことも重要である。「自撮り」という自己呈示の実践が瞬く間に世界中に広がったことは記憶に新しい（「インスタ映え」という言葉が、2017年の流行語大賞を受賞している）。それはまたジェンダー化された実践でもある。長らく視られる側に位置付けられた女性がコンテンツ生成に従事するようになったからである。同時に、多くの女性が自らの身体イメージを使ったコンテンツ生成を通じて自己表現を行うようになったことは、自己モノ化・自己セクシュアル化のリスクもある。

Web2.0以降のユーザー生成コンテンツ（UGC）の広がりや、従来の表象パターンに囚われない新たなイメージ生成につながった側面がある。一例として、狭い範囲で定義された身体の理想像に見直しを迫る「ボディ・ポジティブ」（body positivity）の動きがある。他方で、女性たちの一般的なUGCをみる限り、長年指摘されてきたジェンダー表象のパターンに大きな変化はない。その身体はしばしば規範的女性性（たとえば痩身）によって特徴づけられ、化粧、美容、ダイエットなど女性ジャンルとされる分野・テーマに関するものが多い。既存の表象パターンに縛られることなく自由に自己表現する機会を与えてくれたはずのソーシャルメディアがマスメディア同様に、あるいはそれ以上に（注3）、性役割や性別分業に基づき女性たちを特定の領域に囲い込むビデオロジー装置となっている可能性がある。

また不特定多数とのコミュニケーションが可能なソーシャルメディアでは発信する際に意識する「視線」は増殖しており、相手にどう見られるかという心理的圧力やよく見られたいという欲望もまた高まっている可能性がある。筆者が過去に行った調査からは、Instagramのような視覚コンテンツ重視のソーシャルメディアの普及によって見た目の良さがますます重要となっており、既存のジェンダー・身体規範にもとづく自己統制・自己規律が作用していることが確認できる（注4）。

加えて、ソーシャルメディアはユーザーの自己顕示欲、劣等感、羨望、承認欲求、好奇心を刺激しているが、ユーザーの中にはそのことに気づき、葛藤する者もいる。それでも利用し続けるのは、日常生活において無くてはならないインフラとして甘んじて受け入れているからに他ならない。自分が満たされなくとも使い続け、他者が生成したコンテンツを消費し、かつ自らもコンテンツを生成し、共有する。このような曖昧な主体形成は一見無害に見えるかもしれないが、その心理的・社会的影響は定かではない。

他方でソーシャルメディアには、より明確な害悪もある。テクノロジーが助長する性暴力（technology-facilitated sexual violence; TFSV）（注5）である。TFSVにはさまざまな形態があるが（注6）、ソーシャルメディアと関連するものに関しては、おおまかに次の三つに整理できる。第一に、オンラインの性的嫌がらせである。性的に誘惑するための投稿・コメント・メッセージ、性別や性的指向に基づくヘイトスピーチ、レイプの脅迫等である。第二に、オンラインでのストーカー行為である。サイバーストーキングとも呼ばれ、日本では小金井ストーカー殺人未遂事件（2016年）が知られる。第三に、画像に基づく性的虐待（image-based sexual abuse）（注7）である。セク스팅（性的なメッセージ、画像等のやり取り）、リベンジポルノ（親密関係にある・あった相手による性的画像等の公開）、セクストーション（性的脅迫、性的画像を使った脅し、性的行為の強要を含む）などさまざまな形態がある。また日本の場合、ソーシャルメディアによってAV出演被害が助長されていることへの懸念もある。

以上述べたように、ソーシャルメディアはジェンダーに関する不均衡な社会関係を一部変容させながらも維持・再生産している。利便性だけでなく良好な関係性に基づく豊かなコミュニケーション文化を醸成するためには、個人、組織、国家などステイクホルダー間の協働が必須である。誹謗中傷や暴力などの明らかな害悪に対しては、既存の法律を活用するとともにより円滑な加害防止・被害者救済が可能となるよう取り組みの継続と必要に応じた見直しが求められる。インフラ・サービスを提供する側であるプラットフォーム企業と利用者である個人と組織（広告主となっている企業等を含む）においても意識的な取り組みが求められる。特にプラットフォーム企業は、自らの提供するサービスが広範な影響を持つことを十分に認識しておかなければならない。プラットフォームの中にはコンテンツモデレーションや啓発活動などの取り組みを強化しているところもあるが、足並みは揃っていない。公的規制を待つのではなく自発的に取り組まれることが望ましい。そして一人一人の利用者が責任あるソーシャルメディア利用について意識し、そのために行動できるようになるためには従来のメディアリテラシー教育を更新し、かつジェンダー・セクシュアリティ教育と接続させ、早い段階で学習・啓発の機会が提供されることが重要である。その提供においては、学校、公的機関、N G O、プラットフォーム企業だけでなく、マスメディアやジャーナリストが果たす役割もある。現在わたしたちの目前に横たわるソーシャルメディアをめぐる風景は、関連する技術や機械、ハードウェア、ソフトウェア、インターネット等が人間やその文化と相互作用するなかで生じている。したがって、人々の意識や既存の文化に働きかけることが、より良い状況を手にするためには必要不可欠な作業となる。

注・参考文献

- (1) W. L. Bennett and A. Segerberg, *The Logic of Connective Action: Digital Media and the Personalization of Contentious Politics*. Cambridge University Press, 2013.
- (2) L. Berlant, *The Promise of Happiness*, Duke University Press, 2010. A. S. Dobson, N. Carah, N. and B. Robards, "Digital intimate publics and social media: Towards theorizing public lives on private platforms", in A. S. Dobson, B. Robards and N. Carah (Eds.) *Digital intimate publics and social media*, Palgrave, 2018, pp. 3-27.
- (3) N. Döring, A. Reif and S. Poeschl, "How gender-stereotypical are selfies? A content analysis and comparison with magazine adverts", *Computers in Human Behavior*, vol. 55, 2016, pp. 955-962.
- (4) 田中洋美・高橋香苗「若者によるソーシャルメディアの利用とジェンダー——大学生を対象とするアンケート調査をもとに」、『情報コミュニケーション学研究』第 20 号、2021 年、95—110 頁。
- (5) N. Henry and A. Powell, "Technology-facilitated Sexual Violence: A Literature Review of Empirical Research", *Trauma, Violence, & Abuse*, vol. 19, No. 2, 2018, pp. 195-208.
- (6) 近年、生成 AI を使ったフェイクポルノの被害が有名人だけでなく未成年を含む一般人にも広がっている。画像の共有・拡散には、ソーシャルメディアや動画配信のプラットフォームが使われることが多い。
- (7) N. Henry, C. McGlynn, A. Flynn, K. Johnson, A. Powell and A. J. Scott. et al. *Image-based Sexual Abuse: A Study on the Causes and Consequences of Non-consensual Nude or Sexual Imagery*. Routledge, 2021.

<執筆者プロフィール>

専門分野：ジェンダー研究, メディア研究

所属：明治大学情報コミュニケーション学部准教授

学位：社会学博士 ルール大学ボーフム（ドイツ）

主な著書：『デジタル社会の多様性と創造性』（共編著, 明治大学出版会, 2023）,
『クリティカルワード メディア論』（共著, フィルムアート社, 2021）